

月次支援金の事前確認について

事前確認とは、申請者が事業を実施しているかや制度を理解しているかを確認します。

申請者が給付を受けれるかどうかの判断はできません。

事前確認を受けても、給付対象にならない場合がございます。

1 当会で事前確認をできるかどうかをチェック

- 事前に制度内容を理解している
- 月次支援金ホームページより申請 ID^{※1}を発番している

こちらに当てはまらない方は、月次支援金相談窓口 ☎0120-211-240 へご連絡ください

2 当会に事前確認を行う日時を予約してください

新潟市青色申告会 ☎025-224-9752

3 当会に来所される前に持ち物を確認してください

- 令和1年分、2年分の確定申告書・決算書の控え
- 令和3年分の売上がわかる帳簿
- 申請 ID^{※1}

※1 申請 ID の発番は、月次支援金ホームページにメールアドレスや電話番号を入力する必要があります。

メールアドレスをお持ちでない方は、当会での事前確認はできません。

一時支援金相談窓口 ☎0120-211-240 へご連絡ください。